

標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和8年4月1日から適用）

第1章 総則

(適用範囲)
第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習により、当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(用語の定義)
第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次ぎすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供を受ける運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
第3条 この約款で「国内旅行」とは、本邦内への旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
第4条 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運賃・宿泊機関等に対して支払う費用及び旅行所定の旅行業務取扱料金（変更手数料料金及び取消料料金を除きます。）をいいます。
第5条 この部で「提携会社」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員の間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することによって、旅行者があらかじめ募集したかつ旅行代金等を第14条第5項又は第5項の定めるところにより支払うことと内容とする手配旅行契約をいいます。
第6条 この約款で「カード利用」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(手配契約の終了)
第7条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく旅行業務の履行は終了します。したがって、議員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければならないません。通信契約を締結した場合は、カード利用は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった旨、旅行者に通知いたします。
(手配サービスの提供)
第8条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、旅行の全部又は一部を本邦内又は本邦外の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の成立

(契約の申込み)
第9条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
第10条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員登録及び依頼しうとする旅行サービスの内容を申込書に告知しなければなりません。
第11条 前項の申込は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。
(契約締結の拒否)
第12条 当社が、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に同意することがあります。
第1条 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが有効である等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できるとき。
第2条 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
第3条 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
第4条 旅行者が、風説を流布し、虚偽を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損若しくは当社に損害を及ぼす行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
第5条 その他当社の業務上の都合があるとき。
(契約成立時期)
第13条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込みを受けた時に成立するものとします。
第14条 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(契約成立の特則)
第15条 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面により特約をもって、申込金の支払を受けるとともに、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。
第16条 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。
(乗車券及び宿泊券の手配)
第17条 当社は、第8条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス及び宿泊サービスの申込みを目的とする手配旅行契約であって旅行代金とら換えて当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。
第18条 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
(契約書)
第19条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券類、宿泊券以外の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
第20条 前項本条の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲を、当該契約書面に記載することによりします。
(情報通信技術の利用方法)
第21条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提出したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録されたことを確認します。
第22条 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の使用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第3章 契約の変更及び解除

(契約内容の変更)
第23条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
第24条 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す運送・宿泊機関等に支払うべき取料料、違約料その他の手配に変更による費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手数料金を支払わなければならないとします。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。
(旅行者による任意解除)
第25条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
第26条 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けようとする旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取料料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払った費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料料金を及び当社が提供した旨があった取扱料金を支払わなければならないとします。
(旅行者による任意解除)
第27条 当社は、次に掲げる事由により、手配旅行契約を解除することができます。
第1条 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
第2条 通信契約を締結した場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
第3条 旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。
第4条 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取料料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払った費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料料金を及び当社が提供した旨があった取扱料金を支払わなければならないとします。

(旅行者による任意解除)
第28条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
第29条 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けようとする旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取料料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払った費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料料金を及び当社が提供した旨があった取扱料金を支払わなければならないとします。
(当社の責任)
第30条 当社は、次に掲げる事由により、手配旅行契約を解除することができます。
第1条 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
第2条 通信契約を締結した場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
第3条 旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。
第4条 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取料料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払った費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料料金を及び当社が提供した旨があった取扱料金を支払わなければならないとします。

第4章 旅行代金

(旅行代金)
第31条 旅行者は、旅行開始前当会社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払

なければならないとします。
第32条 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払を受けず、この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。
第33条 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
第34条 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
第35条 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該旅行代金の支払を受けず、この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当該旅行代金の支払日とします。ただし、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第14条第1項第2号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければならないとします。
(旅行代金の積立)
第36条 当社は、旅行者が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金（以下「積立旅行代金」といいます。）と旅行代金と既に取受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第37条第1項の定めるところにより運賃等の旅行代金の精算を行います。
第37条 積立旅行代金は旅行代金として既に取受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければならないとします。ただし、当社は、旅行者によるその差額を払い戻します。

第5章 団体・グループ手配

(団体・グループ手配)
第38条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその任意の代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。
(契約責任者)
第39条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「締結者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権限を有し、当該締結者及び締結者のグループに係る旅行業務に関する取及び第2条第1項の業務は、当該契約責任者との間で行います。
第40条 契約責任者は、当社が定める目録に、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。
第41条 当社は、契約責任者が締結者に対して現に、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
第42条 当社は、契約責任者が団体・グループと同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
(契約成立の特則)
第43条 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第5条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払を受けなくして手配旅行契約の締結を承諾することができます。
第44条 前項の規定に基づいて申込金の支払いを受けなくして手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者による旨を記載した書面を交付するものと、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。
(構成の変更)
第45条 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。
第46条 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び清算変更に関する費用は、構成者に帰属するものとします。
(決済サービス)
第47条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに決済業務を同行させ、決済サービスを提供することができます。
第48条 決済業務を行うサービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループが旅行サービスのために必要な業務とします。
第49条 旅行者が決済サービスを提供する時間中は、原則として、8時から20時までです。
第50条 当社が決済サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の決済サービス料を支払わなければならないとします。

第6章 責任

(当社の責任)
第51条 当社は、旅行サービスの履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配させた旅行者（以下「手配旅行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対して通知があったときは限り、実際の損害額等を取得できること及び賠償への出払が許可されることを担保するものではありません。したがって、当社が旅行者に帰すべき事由によらず、旅行者が賠償を受けることができず、又は賠償額への出払が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。
(構成者の変更)
第52条 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。
第53条 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び清算変更に関する費用は、構成者に帰属するものとします。
(決済サービス)
第54条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに決済業務を同行させ、決済サービスを提供することができます。
第55条 決済業務を行うサービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループが旅行サービスのために必要な業務とします。
第56条 旅行者が決済サービスを提供する時間中は、原則として、8時から20時までです。
第57条 当社が決済サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の決済サービス料を支払わなければならないとします。
(損害賠償)
第58条 旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の使用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。
第59条 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の使用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第7章 弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員ある場合）

(弁済業務保証金)
第60条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番10号赤坂ジャストアイランドビル）の保証社員になっております。
第61条 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は締結者は、その取引によって生じた債権について、当社が保証社員として全国旅行業協会に預託している弁済業務保証金に優先して権利を行使することができます。
第62条 当社は、旅行業務保証金第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金預託金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。

標準旅行業約款（渡航手続代行契約）

(適用範囲)
第1条 当社が旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習により、当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
(渡航手続代行契約を締結する旅行者)
第2条 当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と募集企画旅行業協会、受託型企画旅行業協会又は手配旅行契約を締結した旅行者又は当社が受託している他の旅行者等の募集企画旅行を行うこと当社が代理として契約を締結した旅行者とします。
(渡航手続代行契約の定義)
第3条 この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続の代行に対する旅行業務取扱料金（以下「渡航手続代行料金」といいます。）を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務（以下「代行業務」といいます。）を行うことを引き受ける契約をいいます。
第4条 代行業務は、
第1条 旅券、査証、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続
第2条 出入国手続書の作成
第3条 その他旅行者ごとに異なる業務
(契約の成立)
第5条 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。
第6条 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受領した時に成立するものとします。
第7条 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に同意することがあります。
第1条 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
第2条 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
第3条 旅行者が、風説を流布し、虚偽を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損若しくは当社に損害を及ぼす行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
第4条 その他当社の業務上の都合があるとき。

第4条 その他当社の業務上の都合があるとき。
第5条 当社は、渡航手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手続代行契約の内容及び実行旅行サービス（以下「実行業務」といいます。）の内容、渡航手続代行料金の額、その収受の方法、当社の責任その他の事項を記載した書面を交付します。
第6条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面を交付しに代えて、情報通信技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提出したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
第7条 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の使用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。
(守秘義務)
第8条 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないようにいたします。
(旅行者の義務)
第9条 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならないとします。
第10条 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならないとします。
第11条 当社は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならないとします。
第12条 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならないとします。
第13条 当社は、受託業務を行うに当たって、前項の本邦の公署、在外日本館その他の者に、手数料、査料料、委託料その他の料（以下「査料等」といいます。）を支払わなければならないとします。当社は、当社の定める期日までに当社に当該査料等を支払わなければならないとします。
第14条 受託業務を行うに当たって、郵送費、交通費その他の費用を負ったときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該費用を支払わなければならないとします。
(契約の解除)
第15条 当社は、いつでも渡航手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。
第16条 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約を解除することができます。
第1条 旅行者が、所定の期日までに渡航手続等を提供しないとき。
第2条 旅行者が、旅行者から提出された渡航手続等と異なるものと認められたとき。
第3条 旅行者が、渡航手続代行料金、査料料等又は前条第4項の費用を所定の期日までに支払わないとき。
第4条 旅行者が前条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当することが判明したとき。
第5条 前条第3号の旅行業務を引き受けなかった場合において、旅行者が、当社の責に帰すべき事由によらず、旅券、査証又は再入国許可（以下「旅券等」といいます。）を取得できなかった場合、旅券、査証又は再入国許可が有効とならなかつたとき。
第6条 前項の規定に基づいて渡航手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った査料料等及び前条第四項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に実行した受託業務に係る渡航手続代行料金を支払わなければならないとします。

(当社の責任)
第17条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対して通知があったときは限り、実際の損害額等を取得できること及び賠償への出払が許可されることを担保するものではありません。したがって、当社が旅行者に帰すべき事由によらず、旅行者が賠償を受けることができず、又は賠償額への出払が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。
(損害賠償)
第18条 旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の使用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。
第19条 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の使用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

標準旅行業約款（旅行相談契約）

(適用範囲)
第1条 当社が旅行者との間で締結する旅行相談契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習により、当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
(旅行相談契約の定義)
第2条 この約款で「旅行相談契約」とは、当社が相談に対する旅行業務取扱料金（以下「相談料」といいます。）を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受ける契約をいいます。
第3条 旅行相談契約は、当社が相談に対する旅行業務取扱料金を支払わなければならないとします。
第4条 旅行相談契約は、当社が相談に対する旅行業務取扱料金を支払わなければならないとします。
第5条 旅行相談契約は、当社が相談に対する旅行業務取扱料金を支払わなければならないとします。
(相談料)
第6条 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対して通知があったときは限り、実際の損害額等を取得できること及び賠償への出払が許可されることを担保するものではありません。したがって、当社が旅行者に帰すべき事由によらず、旅行者が賠償を受けることができず、又は賠償額への出払が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

(当社の責任)
第7条 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対して通知があったときは限り、実際の損害額等を取得できること及び賠償への出払が許可されることを担保するものではありません。したがって、当社が旅行者に帰すべき事由によらず、旅行者が賠償を受けることができず、又は賠償額への出払が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。
(損害賠償)
第8条 旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の使用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。
第9条 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の使用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

(旅行相談契約の定義)
第10条 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対して通知があったときは限り、実際の損害額等を取得できること及び賠償への出払が許可されることを担保するものではありません。したがって、当社が旅行者に帰すべき事由によらず、旅行者が賠償を受けることができず、又は賠償額への出払が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。
(損害賠償)
第11条 旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の使用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。
第12条 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の使用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

全国旅行業協会会員 川崎県知事登録第2-170号
株式会社 トラベル・アイ
〒921-8178 金沢市寺地2丁目21番55号
TEL (076)259-5517 FAX 259-5822
info@travel-ai.net
総合旅行業務取扱管理者/高松陽一